

一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年 11月29日（火曜日）
社会福祉法人^{恩賜}済生会支部三重県済生会明和病院
院長 富本 秀和

1. 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達件名及び数量
全自動免疫分析装置 一式

※機器詳細は仕様書・要求定義書による

- (2) 履行場所
社会福祉法人^{恩賜}済生会支部三重県済生会明和病院が指定する場所

- (3) 納 期
令和5年 2月末まで

2. 参加資格

- (1) 一般競争入札に参加することができない者
ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
イ 次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者
(ア) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な成立を害し、若しくは不正の利益を得るために他の者と連合した者
(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
(エ) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
(オ) 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者
(カ) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
(キ) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
(ク) 社会福祉法人^{恩賜}済生会支部三重県済生会明和病院又は三重県から入札公告の日から入札の日までの間に指名停止措置を受けている者。
- (2) 厚生労働省競争参加資格（全国庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」の資格の認定を有する者であること。
- (3) 迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申し立てがなされている場合は、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申し立てがなされている場合にあっては、三重県における一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査にかかる認定を受けていること。

- (6) 過去に、社会福祉施設等の建設に伴う不正又はこれらに類する行為等に関与しておらず入札参加者として適当であると認められる者であること。
- (7) 反社会的勢力団体でないこと。

3. 入札手続等

(1) 担当部局

所在地：〒515-0312 三重県多気郡明和町大字上野 435 番地
施設名：社会福祉法人^{（認）}済生会支部三重県済生会明和病院
担当名：事務部 資材整備課 課長 中西 竹久
TEL0596-52-0131 FAX0596-52-2131

(2) 仕様書等の配付

期間：令和 4年 12月 6日（火曜日） 15時 00分まで
場所：3（1）に同じ。

(3) 一般競争入札参加資格申請書の提出期間、場所

本入札に参加する意思のある者は、入札参加申請書を次により提出しなければならない。

期間：令和 4年 12月 13日（火曜日） 15時 00分まで
場所：3（1）に同じ。
提出方法：上記日時、持参により提出するものとする。

(4) 見積書、提案書、回答書等の提出

本入札に参加する意思のある者は、会社案内及び実績、提案書、見積書を1部提出しなくてはならない。提出の無かった場合は入札の参加を認めないものとする。

提出期間：令和 4年 12月 13日（火曜日） 15時 00分まで
提出場所：3（1）に同じ。
提出方法：上記日時、持参により提出するものとする。

(5) 入札日時、場所並びに入札書の提出方法

日時：令和 4年 12月 20日（火曜日）時間は入札説明書に記載。
場所：社会福祉法人^{（認）}済生会支部三重県済生会明和病院 アイリス
提出方法：上記日時、持参により提出すること。郵送又はFAXによる入札は認めない。

4. その他

(1) 入札保証金 免除とする。

(2) 契約履行保証 免除とする。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

最低落札価格での決定とする。

(5) 手続きにおける交渉の有無 無。

(6) 契約書作成の要否 要。

(7) 提案に係る一切の費用は提案者の負担とする。

(8) 関連情報を入手するための照会窓口 3（1）に同じ。

(9) 一般競争入札に参加する資格があると確認された者に、経営、資産、信用の状況の変動により契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該資格の確認を取消すことがある。